

平成23年度第3回 愛知県都市計画審議会

平成24年2月8日（水）午後1時01分

愛知県議会議事堂 5階 大会議室

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

お待たせをいたしました。ただいまから、平成23年度第3回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に、当審議会委員の方々の異動につきましてご報告を申し上げます。

昨年11月18日には、愛知県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する学識経験者として任命された委員のうち、松井委員始め7名の方々が任期満了となりましたが、山田委員、黒田委員、後藤委員、竹谷委員の4名の方々につきましては、引き続き、委員をお願いいたしました。

ここで、今回新たに学識経験者として委員に任命された方々をご紹介します。

都市計画・交通工学の分野として任命された名古屋大学大学院教授の中村英樹委員でございます。

【委員（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

中村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

法律の分野として任命された愛知学院大学教授の田中淳子委員でございます。

【委員（愛知学院大学教授 田中淳子）】

田中でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

建築の分野として任命された東海学院大学教授の岡本真理子委員でございます。

【委員（東海学院大学教授 岡本真理子）】

岡本でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

また、愛知県都市計画審議会条例第2条第1項第5号に規定する市町村の議会の議長を代表して委員をお願いしました豊田市議会議長の河合芳弘委員でございます。

【委員（豊田市議会議長 河合芳弘）】

河合です。よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

さて、先程もご紹介いたしましたとおり、松井委員の任期満了に伴い、現在、会長職が空席となっております。そのため、昨年11月に開催されました平成23年度第2回都市計画審議会におきまして、愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づきまして、神野委員が会長から会長職務代理者の指名を受けてございます。そこで、新会長が選出されるまでの間の議長を神野委員にお願いいたします。

なお、本日の会議は2分の1以上の委員の方々にご出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

それでは、神野委員、よろしくお願いを申し上げます。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 神野博史）】

ただいまご紹介をいただきました神野でございます。会長職務代理者として、新会長選出までの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

議事に先立ちまして、本日の会議の議事録署名者を指名いたします。愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項に基づき、後藤節子委員、近藤良三委員を指名いたします。

それでは、早速でございますが、愛知県都市計画審議会会長を選出することといたします。会長の選出方法を事務局から説明してください。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

それでは、私のほうからご説明申し上げます。

皆様のお手元に配付いたしました当審議会の条例及び運営規程の抜粋をご覧くださいと思います。

愛知県都市計画審議会条例第4条第1項に基づき、当審議会の会長は、第2条第1項第1号に掲げる者、つまり、学識経験のある者として知事から任命された委員のうちから、委員の皆様の選挙により定めることとされております。従いまして、当審議会会長は、学識経験委員の中から選出することとなります。

具体的な選出方法につきましては、愛知県都市計画審議会運営規程第2条に定められております。

まず、第2条第1項においては、無記名投票を行い、学識経験委員のうち、有効投票の最多数を得た者を会長とする選挙による方法が定められております。

次に、第2条第3項において、委員の皆様にご異議がなければ、第1項の選挙につきま

して、指名推選の方法、すなわち、委員の皆様から会長候補を推薦していただき、選ぶ方法も採用できると定められております。

以上でございます。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 神野博史）】

ただいま事務局から会長の選出方法について説明がございました。

そこで、今回の会長選挙の方法でございますが、どのような方法によるべきかを委員の皆様にお諮りしたいと思います。

会長選出の方法につきまして、ご意見はございますか。

【委員（安城市長 神谷 学）】

安城市の神谷と申します。

私は、先程説明にありましたように、会長候補を推薦して決めていきます指名推選の方法がよろしいかと思っております。お願いをいたします。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 神野博史）】

ただいま神谷委員から指名推選の方法を採用したらどうかのご発言がありましたが、ほかにご意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 神野博史）】

ほかにご意見もないようですので、会長選出の方法につきましては、指名推選の方法を用いることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 神野博史）】

ありがとうございました。

ご異議ないと認めまして、指名推選の方法をもって会長選出を行うことといたします。

会長選出にあたり、改めて事務局から学識経験委員を紹介してください。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

それでは、ご紹介いたします。

学識経験者として任命された委員は、次の8名の方々でございます。

土木の分野として、名古屋大学名誉教授の山田健太郎委員、都市計画・交通工学の分野として、名古屋大学大学院教授の中村英樹委員、経済の分野として、名古屋大学大学院教授の黒田達朗委員、法律の分野として、愛知学院大学教授の田中淳子委員、建築の分野と

して、東海学院大学教授の岡本真理子委員、環境・衛生の分野として、椋山女学園大学教授の後藤節子委員、住居の分野として、名古屋経営短期大学教授の志水暎子委員、農業の分野として、名古屋大学名誉教授の竹谷裕之委員。

以上でございます。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 神野博史）】

それでは、どなたか、会長候補を推薦いただけませんか。

志水委員、どうぞご発言ください。

【委員（名古屋経営短期大学教授 志水暎子）】

私は、山田健太郎委員を推薦したいと思います。

土木工学の専門家でいらっしゃる山田委員は、平成15年11月から8年間、この審議会の委員をお務めになっておられます。そして、当審議会の常務委員会の委員長もやっていたいております。また、西知多道路都市計画決定に関して、審議会に設置されました環境影響評価調査専門部会の部会長と、このように様々な実績を残していただいておりますので、会長として大変ふさわしい方だと思いますので、山田委員を推薦いたします。

【会長職務代理者（愛知県議会議員 神野博史）】

ありがとうございました。

ただいま志水委員から山田健太郎委員を会長候補とするのご発言をいただきましたが、いかがでございましょうか。ほかに推薦はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 神野博史）】

ほかに候補者がございませんので、愛知県都市計画審議会会長に山田健太郎委員を選出することとしてご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長職務代理者（愛知県議会議員 神野博史）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、愛知県都市計画審議会会長を山田健太郎委員にお願いすることといたします。

山田委員におかれましては、お忙しいところ恐縮でございますが、よろしく願いをいたします。

これもちまして、私の会長職務代理者としての役目を終わらせていただきます。あり

がとうございました。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

どうもありがとうございました。

ただいま山田委員が会長に選出されました。山田会長、議長席へ移動をお願いいたします。

それでは、山田会長からご挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ただいま会長に選出していただきました山田健太郎でございます。会長就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成23年11月19日付けで当審議会の学識経験委員として再任されました。本日の審議会で会長という重責を仰せつかりました。非常に足が震える思いでございますし、身の引き締まる思いでございます。

思いますに、この数年で社会を取り巻く環境は、どんどん変わっているように私は思っております。これは以前から言われていることではございますが、例えば高齢化社会、それから、市町村の合併の進展、それから、社会経済活動の広域化、グローバル化でございます。さらに、昨今メディアでも話題になっております地域主権といった流れの中で、国から県や政令指定都市、あるいは県から市町村への権限の移譲も進んできております。そういった社会の枠組みの変化を敏感にとらえて、なおかつ、50年後、100年後といった愛知県や中部圏の未来像を頭に置きながら、都市計画審議会に課せられた課題を推進していきたいと思っております。

ここで、審議会の皆様へ1つお願いがございます。

私、常々、この審議会に付与された課題に対する議論と賛否を問うといった活動にあわせて、審議会の皆様の非常に幅広い分野からのご意見をたくさん賜りまして、これまでどおりの活発な質疑応答に限らず、あるいは反対意見もあるかもしれません、そういったことも含めたご議論を賜りますよう、よろしく願いをいたしたいと思っております。ご協力よろしく願いいたします。簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。

続きまして、当審議会会長職務代理者などを指名させていただきたいと思っております。

愛知県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、愛知県都市計画審議会会長職務代理者として、黒田達朗委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

また、同条例第6条第2項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員として、黒

田達朗委員、岡本真理子委員、後藤節子委員を指名いたします。

次に、同条例第6条第3項に基づき、愛知県都市計画審議会常務委員会委員長として、黒田達朗委員を指名いたします。

また、本都市計画審議会には、現在、西知多道路の都市計画決定に関して、環境影響評価調査専門部会を設置しております。私、山田が引き続き環境影響評価調査専門部会部会長を務めさせていただきたいと思います。後藤節子委員には、引き続き、専門部会委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

ありがとうございました。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長が務めることとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

本日ご審議いただきますのは、議案書の目次に記載してございますように、第1号議案「名古屋都市計画都市再開発の方針の決定について」から第12号議案「一宮市における特殊建築物の敷地の位置について」までの12議案でございます。

それでは、第1号議案「名古屋都市計画都市再開発の方針の決定について」から第5号議案「名古屋都市計画防災街区整備方針の決定について」までの5議案は関連案件でございますので、一括上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【住宅計画課長 尾崎智央】

県の住宅計画課長の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

第1号議案「名古屋都市計画都市再開発の方針の決定について」から第5号議案「名古屋都市計画防災街区整備方針の決定について」までは内容が関連しておりますので、一括して説明させていただきます。

議案書は、1ページから48ページまででございます。また、議案概要説明書が1ページ、図面は図面番号の1番から32番までが関係図面になります。それから、説明資料としまして、A3サイズの緑色の表紙、参考資料1と書いてありますが、配付させていただいております。「都市再開発の方針・防災街区整備方針の決定について」というタイトルのものがございます。

本議案は、議案書を含めて資料が多いため、お手元のモニターのほうに、説明にあわせて資料の関係部分を表示させていただきますので、モニターを中心にご覧いただきまして、あわせて、議案書のページにつきましてもお示しをいたしますので、必要に応じてお手元の資料のほうを見ていただければと思います。

では、各議案の説明に先立ちまして、都市再開発の方針と防災街区整備方針の概要について説明をさせていただきます。

お手元の資料では、A3の参考資料1の1ページ目となります。都市再開発の方針は、都市再開発法の規定に基づいて、計画的な再開発が必要な市街地についてその方針を定めるというもので、名古屋都市計画区域については、方針を定めるよう努めるということになっております。また、名古屋都市計画区域以外の都市計画区域については、方針を定めることができるという、法律の規定になっておりまして、定める内容につきましても、それぞれ異なる規定となっております。

まず、名古屋都市計画区域で定める内容ですが、(1)市街化区域のうち、計画的な再開発が必要な市街地、これは通常1号市街地と言っていますが、この1号市街地における再開発の目標並びに当該市街地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定めることとなっております。

それから、(2)1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区、これを通常2号地区と言っていますが、この地区を定めて、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めると規定をされているところです。

それから、名古屋都市計画区域以外の都市計画区域では、市街化区域のうち、計画的な再開発が必要な市街地で、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区、これを、通常2項地区と言いますが、この地区を定め、当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めるということになっております。

続きまして、防災街区整備方針について説明いたします。

防災街区整備方針は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定に基づいて、密集市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区、これを防災再開発促進地区と言いますが、この地区を定め、当該地区の整備又は開発に関する計画の概要を定めます。

なお、密集市街地につきましては、老朽化した木造の建築物が密集し、かつ十分な公共施設が整備されていないことから、火事や地震時に十分な延焼防止や避難の機能が確保さ

れていない市街地と、法律で定義されているところです。

今回、これらの市街地及び地区について、都市再開発の方針及び防災街区整備方針を定めるわけですが、平成12年に都市計画法が改正されてから、初めての決定となりますので、その状況について説明をさせていただきます。

平成12年の法改正以前には、この都市再開発の方針、それから、防災街区整備方針は、市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針がありまして、その中の1つの項目として定められておりましたが、法改正に伴って、この都市再開発の方針、防災街区整備方針をそれぞれ独立した都市計画として定めるとなっております。

しかし、改正法の附則の経過措置で、従前の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針の中に定められていた各方針は、改正後も同方針とみなすとされておりましたので、その運用をしてきたところです。

今回、名古屋都市計画区域始め4都市計画区域において、都市再開発の方針及び防災街区整備方針を定める必要が生じてきましたので、愛知県では初めて単独の各方針として、今回、都市計画決定をさせていただきます。

続いて、方針を決定する都市計画区域について説明をさせていただきます。

お手元の参考資料では、2ページ目になります。

今回、都市再開発の方針については、名古屋、知多、豊田、それから東三河の計4つの都市計画区域で方針を定めます。また、防災街区整備方針については、名古屋都市計画区域において都市計画決定をいたします。

方針を定める市街地及び地区の数ですけれども、名古屋都市計画区域では、都市再開発の方針による1号市街地を名古屋市で38地区、瀬戸市で1地区、合わせて39地区定めます。それから、2号地区を名古屋市で17地区定めます。防災街区整備方針による防災再開発促進地区を名古屋市で3地区定めることとしております。

また、知多都市計画区域では、都市再開発の方針による2項地区を東海市で1地区、豊田都市計画区域では、同様に2項地区を豊田市で1地区、東三河都市計画区域では、2項地区を豊橋市で3地区定めることとしております。各地区の概要については、この後、議案書で順次説明をさせていただきます。

続いて、方針の構成についてですけれども、それぞれの方針において、その地区ごとに都市計画で定めるべき項目というのが定められております。詳細については、この後、議案書の説明とあわせて順次説明いたしますので、ここでは省かせていただきます。

以上が都市再開発の方針と防災街区整備方針の概要でございます。

では、続きまして、議案の説明に入らせていただきます。

まず、第1号議案「名古屋都市計画都市再開発の方針の決定について」です。

議案書は、1ページから22ページまで、図面は図面番号の1から20までになります。モニターのほうを見ていただければよろしいかと思えます。

まず、議案書6ページにあります基本方針としましては、モニターでは赤字になっておりますが、鉄道駅などを中心に歩いて暮らせる生活圏を構築するため、計画的な再開発による土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図るとともに、都心域においては、世界に開かれた魅力と風格のある都市空間の形成を目指すこととしております。

続いて、計画的な再開発が必要な市街地、いわゆる1号市街地でございますが、名古屋市においては、議案書の7ページから15ページまで、地区名では都心地区から加福地区までの38地区を定めます。モニターのほうには、図面番号1番の位置図を表示しておりますが、赤い太線で囲まれている地区が1号市街地の地区、左下のほうに地区名を表示しています。

代表として都心地区について説明をさせていただきます。

モニターのほうには、位置図に重ねて表を表示させていただいておりますが、都心地区では赤色の下線を説明しますが、再開発の目標としましては、都心機能を強化し、活気と魅力ある都心の形成を図ることとしております。また、適切な土地利用の実現の方針として、広域的な中枢管理機能の集積を、主要な都市施設の整備の方針として、都市計画道路や公園等の整備を、都市の環境、景観等の維持及び改善の方針として、魅力ある景観形成の促進などを図ることとしております。また、その他の方針としては、民間再開発の誘導などを図ることとしております。

以後、神宮東地区から加福地区までについても同様に、地区の特性に応じて方針を記載しているところですが、先程説明いたしました法律改正前の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針に記載されていた方針と同様でございますので、詳細な説明は省かせていただきます。

続きまして、瀬戸市の1号市街地で瀬戸川文化プロムナード地区について説明をさせていただきます。

この瀬戸川文化プロムナード地区では、快適で潤いのある都市空間の形成を図ることを目標に、商業・サービス核や文化・情報・産業核の先導的な整備、快適な歩行者空間の整

備、高質で都市的魅力にあふれた景観形成の促進などを図ることとしています。

次に、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区、いわゆる2号地区について説明をさせていただきます。

2号地区につきましては、議案書の18ページから22ページまで、地区名では都心核地区から千種台地区までの17地区を定めます。モニターには、図面番号3の位置図を表示しております。赤い太線で囲まれた区域が2号地区の区域となります。

代表として、1-1都心核地区を説明いたします。

この都心核地区では、高次都市機能の集積を図ることを主たる目的として、土地の高度利用の促進と都心核にふさわしい空間形成、商業・業務地の高層化の促進、都市計画道路や堀川の整備等を進めるとともに、現在実施中の街路事業を始め6事業を実施することとしております。

以後、筒井地区から千種台地区についても同様に、地区の特性に応じ、議案書のとおり方針を記載しておりますが、先程説明いたしました法律改正前の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針に記載されていた方針と同様でございますので、詳細な説明は省かせていただきます。

以上が第1号議案でございます。

続きまして、第2号議案「知多都市計画都市再開発の方針の決定について」を説明させていただきます。

議案書は23ページから28ページ、図面は図面番号21と22になります。議案書28ページの基本方針をモニターに表示しております。

基本方針としまして、鉄道駅周辺の商業業務地においては、土地の高度利用と都市機能の更新を図るとともに、中心市街地において、活性化に向けた総合的、一体的な整備を推進することとしております。

このため、2項地区として、太田川駅周辺地区を定めます。モニターのほうでは、計画図に重ねて方針を示しておりますが、太田川駅周辺地区では、駅前の利便性を生かした商業と住環境が調和した市街地の形成を主たる目標としまして、商業、住宅、生活サービスの形成、共同ビル化の促進、街路・歩道・駅前広場等の整備を進めるとともに、市街地再開発事業や土地区画整理事業を実施することとしております。

以上が第2号議案になります。

続きまして、第3号議案「豊田都市計画都市再開発の方針の決定について」、説明をいた

します。

議案書は29ページから34ページ、図面は図面番号23と24になります。議案書34ページの基本方針をモニターのほうに表示いたしております。

基本方針として、鉄道駅周辺の商業業務地において、土地の高度利用と都市機能の更新及び居住環境の改善を図るとともに、中心市街地において、活性化に向けた総合的、一体的な整備を推進することとしております。

このため、2項地区としては、豊田市駅周辺地区を定めます。

豊田市駅周辺地区では、拠点都市にふさわしい高度な都市機能と商業・業務機能の集積を主な目標にしまして、土地の高度利用の推進、街路・駅前広場の整備、拡張等を進めるとともに、市街地再開発事業や街路事業を実施することとしております。

以上が第3号議案でございます。

続きまして、第4号議案「東三河都市計画都市再開発の方針の決定について」、説明をいたします。

議案書は35ページから42ページ、図面は図面番号25から28になります。議案書40ページの基本方針をモニターに表示しております。

基本方針としましては、鉄道駅周辺の商業業務地において、土地の高度利用と都市機能の更新を図るとともに、中心市街地において、活性化に向けた総合的、一体的な整備を推進することとしております。

2項地区としましては、議案書の41ページから42ページにかけて、地区名では、豊橋駅前拠点地区、広小路三丁目地区、駅前大通二丁目地区の3地区を定めます。モニターには、図面番号25の位置図を表示しているところです。

まず、豊橋駅前拠点地区について説明をいたします。

この地区では、東三河の拠点都市にふさわしい高次都市機能の集積を主な目標に、高度な商業、業務、文化等の機能の導入、区画道路、駅前広場の整備等を進めるとともに、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業を実施することとしております。

次に、広小路三丁目地区でございます。

広小路三丁目地区では、都市型住宅と商業・生活サービス機能が複合された都市生活支援エリアとすることを主たる目標としまして、都心居住、商業、生活支援施設の立地誘導、駐車場等の地区施設の整備等を進めるとともに、優良建築物等整備事業などを実施することとしております。

続いて、3番目の地区ですが、駅前大通二丁目地区について説明いたします。

この地区では、商業、業務及び住環境が調和した活力ある市街地の形成を主たる目標に、商業、業務、生活支援施設等の立地誘導、防災拠点の強化を図るとともに、市街地再開発事業などを実施することとしております。

以上が第4号議案でございます。

最後に、第5号議案「名古屋都市計画防災街区整備方針の決定について」、説明をさせていただきます。

議案書は43ページから48ページ、図面は図面番号29から32になります。議案書48ページの基本方針をモニターのほうに表示しております。

基本方針としましては、老朽化した木造建築物が密集し、公共施設が不十分な密集市街地について、安全な市街地の形成を目指すこととしております。

また、防災再開発促進地区としては、筒井地区から大曾根北地区までの3地区を定めます。モニターには、図面番号29の位置図を表示しているところです。

代表としまして、筒井地区について説明をさせていただきます。

この地区では、商業と住環境が調和した市街地の形成を主たる目標に、公共施設の整備とあわせた老朽木造建築物の除却、区画道路、公園の整備、建築物の共同・協調建替えの誘導等を進めることとし、現在、土地区画整理事業と住宅市街地総合整備事業を実施しているところです。

以後の葵地区と大曾根北地区についても、地区の状況に応じて議案書のとおり方針を記載しているところですが、先に説明しました法律改正前の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針に記載されていた方針と同様でございますので、詳細な説明は省かせていただきます。

以上、第1号議案「名古屋都市計画都市再開発の方針の決定について」から第5号議案「名古屋都市計画防災街区整備方針の決定について」までを説明させていただきました。

各議案につきましては、関係市町村からの案をもとに調整の上、素案を作成いたしまして、都市計画法第16条に住民の意見を求める措置として、県民意見提出制度、パブリックコメントを実施した上で案を作成しております。

続いて、その案により、都市計画法第17条に基づき、平成23年の11月8日から22日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、都市計画法第18条第1項の規定に基づき関係市町村に意見照会をしましたが、異

存ない旨の回答を得ているところでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

もし質問がなくて、お許しいただければ、私のほうから1つご質問させていただいてもよろしいでしょうか。

例えば、豊橋の駅前及びその周辺の再開発の説明がございました。図面番号が26、27、28、わかりやすいものと図面番号25になりますが、これは、指定されている区域が少し飛び飛びになっておられますね。例えば、図面番号27を見ますと、図面だけをぱっと見たところ、この地区だけと。それでは、前後の、あるいは左右の町並み、あるいはその他の問題点があるのかどうかということも含めて、1つは、なぜこのように飛び飛びの区域になるのかということと、もう少し大きな目を見た区域のとり方というのがあり得るのかどうかというのを質問させていただきたいと思います。

【住宅計画課長 尾崎智央】

ありがとうございます。

一番最初に言いましたとおり、名古屋都市計画区域につきましては、大きなエリアで1号市街地というのを定めて、その中に2号地区を定めるということになっております。それ以外の都市計画区域につきましては、2号地区に該当する同等のものということで、2項地区について定めるということになっておりまして、2項地区につきましては、計画的な再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区ということになっております。

東三河都市計画としては、3つの2項地区を含めた広いエリアで1号市街地に相当する計画的な再開発が必要な市街地があると考えられないわけではないと思いますが、法の規定上、特に再開発を促進すべき地区を決定することになっております。

今回決定をいたします3地区につきましては、地元で、優良建築物等整備事業等々の具体の再開発の事業の構想がかなり固まってきており、豊橋駅前拠点地区では既に再開発等に着手している地区もあるなど、具体的な動きがある地区について、今回、2項地区の決定をいたします。

以上です。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかにごいませんでしょうか。

ほかにご意見、ご質問もないようでございますので、ここで採決をとらせていただきます。

第1号議案から第5号議案までにつきまして、原案のとおり可決してご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第1号議案から第5号議案までにつきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第6号議案「名古屋都市計画用途地域の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 鈴木秀育】

都市計画課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第6号議案「名古屋都市計画用途地域の変更について」、ご説明いたします。

議案書は49ページから52ページ、議案概要説明書は2ページ、図面は図面番号33から35でございます。モニターにも同様の図面を表示いたしますので、あわせてご覧ください。

今回、用途地域を変更しようとする地区は、愛西市の市役所周辺地区でございます。モニター画面には、図面番号33の総括図を表示しております。

この総括図は、左下にごございます愛知県を示した広域図のうち、赤色で着色している範囲を表示しております。図面中央を南北に走っている黒色の破線で示しているのが名鉄尾西線で、その中央付近に黒色の丸印で示しているのが佐屋駅でございます。この佐屋駅から北東へ約1kmの位置に赤色の実線で区域取りをしております面積約6haの区域が、今回、用途地域を変更しようとする市役所周辺地区でございます。

次の画面ですが、これは資料としてはお配りしておりませんが、愛西市全域を示したもので、合併前の2町2村の行政界、それから、旧の庁舎位置などを表示しております。

愛西市は、平成17年4月1日に佐屋町、立田村、八開村、佐織町の2町2村が合併して

誕生した市でありまして、合併当初から行政機能をそれぞれの旧町村役場を利用した分庁舎方式により行政運営を行ってまいりました。しかし、行政機能が分散することによる市民等への負担が課題となっておりまして、平成21年3月に策定した愛西市の都市計画マスタープランにおきまして、現在、旧の佐屋町役場のほか、図書館、公民館などの公共公益施設が既に立地している市役所周辺地域が公共サービスの中心的な役割を担う拠点として位置づけられました。

次の図面は、図面番号34の計画図でございます。

この計画図は、市役所周辺地区の変更後の用途地域を示したもので、赤色の実線で示している範囲が、今回、用途地域を変更しようとする区域でございます。

今回の変更は、周辺の土地利用の現況及び都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、市の都市計画マスタープランで位置づけられた公共サービスの拠点として適切なまちづくりが進められるよう用途地域を変更しようとするものでございます。

次の図は、図面番号35の参考図でございます。

この図面は、変更前後の用途地域の対照を示したものでございます。向かって左側が変更前、右側が変更後の用途地域を示しております。今回、用途地域を変更する区域を赤色の実線で示しております。

用途地域の変更内容といたしましては、合併後の公共サービスの拠点にふさわしい一定規模の店舗や事務所の立地を許容するため、これまでの第一種中高層住居専用地域、容積率200%、建ぺい率60%から、第二種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%に変更するものでございます。なお、用途地域の変更にあわせて愛西市が地区計画を定め、新たな土地利用計画にふさわしい道路等を地区施設として位置付け、計画的に整備することとしております。

本案件につきまして、平成23年12月6日から12月20日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。また、都市計画法第18条第1項に基づき愛西市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

黒田委員、どうぞ。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

今回変更される地区について、現状でもかなり公共施設がたくさんあるんですが、具体的に、この用途地域の見直しでどのぐらい変化が期待されているのかとか、どの辺に期待があるのかというのを教えていただければと思います。

【都市計画課長 鈴木秀育】

もう既に、確かに委員が、おっしゃるように、いろいろな公共施設の立地が進んでおりますけれども、今、問題になって、具体的に公共施設としての整備が検討されておりますのは、愛西市の新庁舎でございます。

先程冒頭で少し申し上げましたが、今は旧2町2村各々の庁舎を別々に、部局ごとにといいますか、例えば、総務部は旧の佐屋町役場にあつたり、建設部は旧の佐織町役場、ちょっと位置関係は微妙なんですけど、部局ごとに庁舎が分かれておりました。それが不都合だということで市庁舎の新設計画が持ち上がっておりまして、それが現在あります旧佐屋町役場の位置に建替えられるという予定になっております。

その他にはまだ具体的な動きはございませんが、現状では少し道路が弱いものですから、新庁舎の建設により市民の皆さんがここの1カ所に集まってくるということで、市役所周辺の道路を、今、この参考図、図面番号35番の右側の図面で示している中に赤い細い2本の線が表示されていると思いますが、こういった道路を拡幅する中で、周辺道路の混雑解消ですとか、住環境の改善に努めてまいりたいということで市が地区計画を定めております。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

ほかにご意見、ご質問もないようでございますので、採決いたします。

第6号議案につきまして、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第6号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第7号議案「豊田都市計画用途地域の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課長 鈴木秀育】

それでは、第7号議案「豊田都市計画用途地域の変更について」、ご説明いたします。

議案書は53ページから56ページ、議案概要説明書は3ページ、図面は図面番号36から38でございます。

今回、用途地域を変更しようとする地区は、豊田市の寺部地区でございます。モニター画面には、図面番号36の総括図を表示しております。

この総括図は、右下にございます愛知県を示した広域図のうち、赤色で着色している範囲を表示しております。図面中央左側に南北に走っている2本の黒色破線のうち、右側の破線が名鉄三河線で、その中央付近に黒色の丸印で示しているのが豊田市駅でございます。この豊田市駅から約1.5km東、矢作川を渡ってすぐのところ、赤色の実線で区域取りをしております面積約10.2haの区域が、今回、用途地域を変更しようとする寺部地区でございます。

なお、本地区では、区域内若しくは区域に接して、都市計画道路豊田則定線及び都市計画道路寺部御立線が都市計画決定されております。

次は、図面番号37の計画図でございます。

この図面は、寺部地区の変更後の用途地域を示したものでございます。平成19年度に着手いたしました豊田寺部土地区画整理事業が進捗してまいりましたので、同区画整理事業区域において、将来の土地利用計画、周辺の土地利用の現況及び都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、良好な住宅市街地の形成を図るため、適切な用途地域へ変更しようとするものでございます。

次は、図面番号38の参考図でございます。

この図面は、変更前後の用途地域の対照を示したものでございます。向かって左側が変更前、右側が変更後の用途地域を示しております。先程の図面と方位が変わっておりますので、図面左側が北になっておりますので、ご注意ください。今回、用途地域を変更する区域を赤色の実線で、現在施行中の寺部土地区画整理事業の区域を青色の実線で示しております。

用途地域の変更内容としましては、まず、図面を上から下に走る都市計画道路豊田則定線及びそれに直角に接続する都市計画道路寺部御立線、いずれも4車線の計画であります。この両都市計画道路の沿道1ブロック分について、幹線道路の沿道利用が可能な区域として一定規模の店舗や事務所の立地を許容するべく、現在の第一種中高層住居専用地域、

容積率150%、建ぺい率60%及び第一種低層住居専用地域、容積率50%、建ぺい率30%から、第一種住居地域、容積率200%、建ぺい率60%へと変更するものでございます。

また、左側変更前の図面中央の深緑に着色された部分は、土地区画整理事業による基盤整備を前提としまして、平成19年に市街化区域に編入した区域であり、現在、第一種低層住居専用地域、容積率50%、建ぺい率30%が指定されておりますが、先程説明いたしました幹線道路の沿道1ブロック分以外について、周辺の用途地域や土地利用の状況にあわせ、第一種中高層住居専用地域、容積率150%、建ぺい率60%に変更するものでございます。

本件につきまして、平成23年11月8日から11月22日までの間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。また、都市計画法第18条第1項に基づき、豊田市に意見照会いたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

中村委員、どうぞ。

【委員（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

名古屋大学の中村です。

今のご説明で、都市計画道路の沿道に対しての立地を誘導するために、今回、土地利用の見直しをされるというふうにおっしゃられたかと思うんですが、都市計画道路沿道に立地を誘導するということの考え方の趣旨、そのあたりのところを教えていただきたいと思っております。

【都市計画課長 鈴木秀育】

ここに入っております都市計画道路が、いずれも4車線の予定の道路でございまして、交通量が非常に多いということを想定しております。

幹線道路の沿道に関しましては、用途地域の指定の考え方として、住環境を守るということで、低層型といった住居専用地域の指定はあまり好ましくないと考えております。ある程度、店舗ですとか、事務所が立地できるような用途が好ましいということで、本案件のような用途地域を定めることとしております。

【委員（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

わかりました。

住環境を守るという観点から、それをブロックするような高層建築物を建てられるようにしたいというご趣旨かと思うんですが、その一方で、道路の機能からすると、沿道立地が進むと、道路のそもそもの機能のほうが逆に失われることもあるものですから、そういったご質問をさせていただきました。わかりました。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ほかにご意見、ご質問もないようでございますので、採決をいたしたいと思います。

第7号議案につきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第7号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第8号議案「名古屋都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 山口 豊】

都市計画課主幹の山口でございます。よろしくお願いいたします。

議案書は57ページから60ページ、議案概要説明書は4ページ、図面は図面番号39と40でございます。

図面番号39の総括図をご覧ください。

この図面は、JR東海道本線清洲駅周辺を示す都市計画図でございます。中央南北の黒色の破線がJR東海道本線、中央の黒色の丸印が清洲駅でございます。中央下の橙色の丸印は清須市役所になります。

本案件は、赤色の実線で示しております清洲駅前線の追加と、赤色の破線で示しております名古屋岐阜線の変更を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、図面番号40の計画図をご覧ください。

JR清洲駅のすぐ東側、黒の1点鎖線は行政界を示しております。西側が稲沢市、東側が清須市になります。JR清洲駅は稲沢市に位置しております。図面中央に青色の破線で示しております区域は、清須市が決定します清洲駅前土地区画整理事業になります。

今回は、この土地区画整理事業の決定にあわせ、赤色実線の清洲駅前線を新たに決定し、また、南北に黒の実線で示します名古屋岐阜線について、清洲駅前線の決定に伴い、赤丸の箇所には幹線街路との平面交差箇所数を1カ所増やす変更を行うものです。

今回追加する清洲駅前線は、清洲駅と名古屋岐阜線を連絡する道路で、茶色に着色した現道の県道大里停車場清須線を活かした線形とし、幅員については、道路構造令に基づき一般部、交差点部とも総幅員18mとしております。また、駅利用者の利便性や安全性向上のため、面積約2,800㎡の駅前広場を新たに設けます。

モニターに駅前広場の施設配置図を示しておりますので、ご覧ください。

赤枠で囲った区域が駅前広場でございます。ピンク色が歩道、黄色が車道、緑色部分が緑地スペースでございます。

この案件につきまして、平成23年11月8日から11月22日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、11通、376名の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解をご説明いたします。

お手元のA3サイズの黄色い表紙、参考資料2をご覧ください。また、モニターのほうには、清洲駅前の参考図を示しておりますので、あわせてご覧ください。

1ページ目は、道路計画に関することについてのご意見です。

まず最初の、道路の必要性に関することの見解の要旨としましては、「JR清洲駅周辺では毎日渋滞が起こっているわけではない、計画の具体的な目的、必要性が明らかにされていないのに、清洲駅までの行き止まりの道路をつくる必要があるか。清洲駅前線の計画は、清洲駅前土地区画整理事業を前提としたもので、単独では費用対効果の点では成り立ち得ない。駅前の一時的混雑解消という目的であれば、駅前広場の都市計画にすべきである。また、駅前通りで清洲城も近く、多くの観光客が清須市に来るためにも、清須市の顔として整備すべきである。一場地区の住民にとって、県道大里停車場清須線が清洲駅前土地区画整理事業とともに整備され、交通の円滑化、駅利用者にとって安全な道路が確保されることは長年の願いであった。この道路は、JR清洲駅への地域の動脈であり、地域の発展には必要不可欠な事業である。住民の多くは、消防・救急車両が安全に活動できる道路整備、防災にも強い良好な生活環境の整備を望んでいる。」というご意見です。

これに対する都市計画決定権者の見解といたしましては、「JR清洲駅前地区の現状は、鉄道駅周辺地区でありながら道路等の基盤整備が遅れているため、狭隘道路からなる不整形な市街地となっており、清須市都市計画マスタープラン及び稲沢市都市計画マスタープ

ランにおいても、土地区画整理事業等による基盤整備を進め、鉄道駅周辺地区にふさわしい土地利用を図るべき地域とされており。また、清洲駅前線の予定区域には現道の県道大里停車場清須線がありますが、車線の分離もなく歩道もない状態で、名古屋岐阜線へ接続する手前では見通しの悪いクランクした線形となっています。そして、駅前には送り迎えの際の乗降スペースがないため、通勤通学時には多くの停車車両で混雑し、通過車両のすれ違いが難しく危険な状況となっています。

清洲駅前線は、こうした課題に対処するため、JR清洲駅と名古屋岐阜線をスムーズに接続し、駅へのアクセス道路として円滑な交通処理に寄与するとともに、歩道と駅前広場を設けることで、歩行者や自転車の安全な通行空間の確保を図るものです。以上のことから、本道路の必要性は高く、計画も適切なものと考えます。」という見解です。

次に、道路の幅員に関することについてのご意見です。

要旨としましては、「歩道幅の確保や道路の細い部分を広げるなど、道幅の拡幅を前提とした計画のほうが住民の理解と協力が得やすいと考える。県道大里停車場清須線は通過車両も少なく、渋滞も起きていない。道路幅員を広くすれば交通量が増え、騒音、排ガス等生活環境の悪化につながり、地域が分断され、清洲駅前土地区画整理事業の減歩率の高騰にもつながる。従って、このような広い幅員の道路は必要ない。土地区画整理事業の補助金を得るために幅員を18mにしたのは税金の無駄である。また、県道大里停車場清須線は、雨降りや朝の通勤ラッシュ時は大型車などが行き交い、歩道もないような道を自転車と歩行者が縫うように駅へ通っている。計画は、車道幅は6mで今と同じであり、そこへ自転車と歩行者と一緒に通れる歩道を設けるよう設計されているので、広過ぎるとは思わない。歩道を広く取り、植栽をすることはありがたい。」というご意見です。

これに対する見解といたしましては、「清洲駅前線の道路幅員については、道路の一般的な構造基準を定める道路構造令に基づき必要な幅員を算定しています。駅前の区間を始めとした一般部については、車道部は1車線あたり幅員3mとし、また、沿道の停車需要を考慮し、停車帯1.5mを確保しています。歩道部は、歩行者、自転車の安全のため、幅員3mの自転車歩行者道と良好な環境の確保を目的に植樹帯を設けます。交差点部については、円滑に交通を処理するため、車道部に右折車線3mを確保し、路肩を0.5mとしています。以上のような考え方にに基づき、清洲駅前線を安全で快適な道路とするため、全区間を幅員18mとしています。」という見解です。

次に、駅前広場の区域に関することのご意見です。

要旨としましては、「駅前広場が奇怪な形状となり、恣意的かつ有害な区域の決め方である。」とのご意見です。これに対する見解といたしましては、「駅前広場は交通結節点としての機能を担う空間であり、交通手段相互の乗換えや移動の円滑化及び安全性の確保を目的として計画する必要があります。この考え方にに基づき、この駅前広場においては、清洲駅利用者の安全性と快適性を確保するため、自家用車、タクシーの乗降場や駅舎正面の歩行者空間として必要な区域を設ける計画としています。」という見解です。

次に、計画の説明に関することについてのご意見です。

要旨としましては、「清洲駅前線の計画は、住民の意思を聴取することなく、突如立ち上げられたものであり、計画立案後も付近住民の意見聴取はおろか、説明すらほとんどない。最近知った住民は、ほとんどこの計画には反対の意思を持っている。少なくとも、関係住民全員に周知させ、その意見を聴取し、そのコンセンサスを得ることが先決である。」というご意見です。

これに対する見解といたしましては、「清洲駅前線の都市計画の案を作成するにあたっては、土地区画整理事業区域内の地権者の方々を対象に平成20年10月と平成23年7月に説明会を開催しております。その後、都市計画の原案を説明するため、平成23年8月24日に都市計画法第16条に基づく説明会を行い、平成23年10月には、土地区画整理事業区域内の地権者の方々を対象として個別相談会を行っております。このほか、まちづくり通信を平成15年12月から17回配布し、ご理解を求めてまいりました。今回の都市計画決定は、清洲駅前地区にとって非常に重要なものであり、地域住民の方々のご理解を概ね得られたものと考えておりますが、今後とも皆様のご理解が一層深まり、ご協力をいただけるよう努めてまいります。」という見解です。

次に、2ページ目をご覧ください。

土地区画整理事業に関することについてのご意見です。

内容としましては、土地区画整理事業の位置付けに関する事、区域の決め方に関する事、事業計画に関する事、そして、その他で1件のご意見をいただいております。

この意見に対する見解といたしましては、「清洲駅前土地区画整理事業の都市計画決定は、清須市が定める都市計画でありますので、いただいたご意見は、都市計画決定権者である清須市へ申し伝えております。」との見解です。

なお、清須市決定の清洲駅前土地区画整理事業につきましては、平成23年12月16日に開催されました清須市都市計画審議会において、原案どおり可決されております。

以上が意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解です。

最後になりますが、都市計画法第18条第1項に基づき、稲沢市、清須市に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

黒田委員、どうぞ。

【委員（名古屋大学大学院教授 黒田達朗）】

2点お伺いしたいと思いますのですが、まず1点は、駅前広場の計画図を拝見しましたら、マイクロバスなどは想定されているんですが、今回の拡幅によって、例えば路線バスですとか、コミュニティバスですとか、そういうものが駅前広場に入ってくる可能性についての検討はされているのかということと、あとは、ご案内のように、最近、警察のほうは歩行者と自転車の分離みたいなことを全国的に打ち上げてきておられるので、実施設計のほうで考慮されるのかもしれませんが、歩行者と自転車の問題について、何か想定されていることがあればお伺いしたいと思います。

【都市計画課主幹 山口 豊】

お答えします。

まずは、駅前広場の施設設計についての考え方ですが、将来のバス需要への対応を考えておりまして、コミュニティバスだけではなくて、路線バスも入ったときにも大丈夫なように、円滑に走行できるような規模と道路の設計としております。将来的には、企業の送迎バスの流入も考えられますので、乗車・降車バース、それぞれ1バースということで2バース設けるということで、路線バス等の将来的な対応もできるというふうに考えております。

それから、自転車、歩行者の分離の件につきましては、現在の県道は、歩行者、自転車と車の分離がされておりませんので、今回、自転車歩行者道ということで3mを設けます。朝夕の通勤時には交通が集中するんですが、他の幹線道路に比べますと歩行者、自転車の交通量はそれほど多いということではありませんので、今のところは、自転車歩行者道の3mの中で交通のほうは処理していくという予定をしております。

以上です。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ほかにご意見、ご質問もないようでございますので、採決をとらせていただきます。

第8号議案につきまして、原案のとおり可決してよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第8号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第9号議案「知多都市計画道路の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【都市計画課主幹 山口 豊】

第9号議案「知多都市計画道路の変更について」、ご説明いたします。

議案書は61ページから64ページ、議案概要説明書は5ページ、図面は図面番号41と42でございます。

本案件は、武豊町内の地区幹線道路である武豊港線について、一部区間の変更を行おうとするものでございます。

図面番号41の総括図をご覧ください。

この図面は、名鉄河和線の知多武豊駅周辺を示したものでございます。中央にあります南北の2本の黒の破線のうち、左側が名鉄河和線、右側がJR武豊線で、中央の黒の丸印が名鉄河和線知多武豊駅でございます。また、青色の実線が国道247号、紫色の実線が南知多道路で、橙色丸印が武豊町役場でございます。図面中央東西方向に赤色の破線で示しております武豊港線がご審議をいただく路線でございます。

詳細につきまして、図面番号42の計画図をご覧ください。

図面左下の青色の破線で示しております区域は、武豊町が決定します知多武豊駅東土地区画整理事業になります。今回は、この土地区画整理事業の決定にあわせ、武豊港線の線形及び幅員を変更するものでございます。変更前を黄色の実線、変更後を赤色の実線で示しております。

現在の計画では、名鉄河和線との交差部において、踏切直近で曲線が入る線形となって

おりますが、踏切部における見通しを確保して安全性の向上を図るため、直線部分を十分にとるように線形を変更しようとするものでございます。また、この土地区画整理事業において計画されているピンク色で示します区画道路との交差点部について、円滑な交通処理を図るため、武豊港線に右折帯を設置することに伴い、交差点部の幅員を16mから17mに変更しようとするものでございます。

この案件につきまして、都市計画法第17条に基づき、平成23年11月8日から11月22日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、1通、1団体の意見書の提出がございましたので、意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解をご説明いたします。

お手元のA3サイズ、水色の表紙の参考資料3をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、まず、意見書の要旨でございますが、「安全かつ円滑な交通処理を目的とする今回の変更には、基本的に賛成である。しかし、商店街の運営や住民の利便を損ねることがないように、1つ目に道路設計について、2つ目に用地買収について、3つ目に道路との段差緩和と排水について、そして、4つ目に共同溝の導入について、それぞれ十分に配慮すること。」というご意見をいただいております。

これに対する見解といたしましては、「武豊港線については、武豊町中心部のまちづくりにとって大変重要であると認識しており、今回の都市計画変更により周辺の交通処理の円滑化及び安全性の向上につながるものと考えております。ご意見は事業の実施に関するものですので、事業者に申し伝えております。」という見解でございます。

意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解は以上となります。

最後になりますが、都市計画法第18条第1項に基づき、武豊町に意見照会しましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

特段ご意見、ご質問もないようでございますので、採決をいたします。

第9号議案につきまして、原案のとおり可決してご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第9号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第10号議案「西三河都市計画緑地の変更について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【公園緑地課長 小林恒雄】

公園緑地課長の小林でございます。

第10号議案「西三河都市計画緑地の変更について」、ご説明をいたします。

議案書は65ページ、議案概要書は6ページ、図面番号は43から45でございます。

本案件は、現在のスポーツ利用を目的とした活動的な空間に対し、既存樹林や水辺空間を活用し、人が自然と触れ合い、楽しむことができる安らぎの空間を整備することで、緑地の魅力向上を図るために緑地区域を変更するものでございます。

図面番号43の総括図をご覧ください。

この総括図は、西三河都市計画区域のうち、西尾市中心部を示しております。図面中央を縦断する青色実線が国道23号、橙色丸印が西尾市役所でございます。図面中央、赤色の実線で囲まれた緑の区域が、西三河都市計画緑地第5号古川緑地でございます。

古川緑地は、昭和47年11月24日に、主にスポーツ利用を目的に、面積約8.5haの河川敷を緑地として都市計画決定いたしました。その後、平成2年2月23日に、緑地機能の充実を図るため、面積約8.9haに都市計画変更をしております。

総括図のうち、赤色実線で囲まれた箇所について、緑地区域を今回変更するものでございます。変更前の面積約8.9haから、河川水面を含む約15.5ha増えて、約24.4haに拡張されます。

次に、図面番号44の計画図をご覧ください。

主にスポーツ利用を目的とした本公園に対して、人が自然と触れ合い楽しむことができるように河川の水面も含め、対岸道路境界までの茶色の斜線部分、約15.5haの緑地区域を拡張するものでございます。

図面番号45番の参考図をご覧ください。

計画図に対する変更後の施設配置を示しております。

既存樹林地における散策路の整備や、河川敷を利用したデイキャンプ場、隣接する道の駅との連携により緑地の魅力向上を図るものでございます。

本案件につきまして、平成23年11月8日から11月22日までの間、公衆の縦覧に供しまし

たが、意見書の提出はございませんでした。

また、西尾市に意見照会をいたしましたところ、異存ない旨の回答を得ております。

よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

特段ご意見、ご質問もないようでございますので、採決をとらせていただきます。

第10号議案につきましては、原案のとおり可決してご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第10号議案につきましては、原案のとおり可決いたしました。

続きまして、第11号議案「東海市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

県当局の説明を求めます。

【知多建設事務所建築課長 内田光一】

知多建設事務所建築課長の内田でございます。

第11号議案「東海市における特殊建築物の敷地の位置について」、ご説明いたします。

議案書は69ページから71ページ、議案概要説明書は7ページでございます。

本案件は、特定行政庁である愛知県知事が特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかご審議いただくものでございます。

申請者は、株式会社ダイセキ環境ソリューション、代表取締役、二宮利彦、名称は、名古屋リサイクルセンター、敷地の位置は東海市新宝町29番1、敷地面積は17,790.92㎡、施設は、既存部分は16棟ございまして、第1工場、第2工場、その他の関連施設の延べ面積の合計が6,971.19㎡、今回新設する保管施設は944.70㎡でございます。処理能力としては、汚泥の脱水を1日あたり133.1㎥、がれき類の破碎を1日あたり650tでございます。

申請者は、平成16年より工業専用地域である当該地において名古屋リサイクルセンターを設立して、重金属類で汚染された土の浄化处理、重金属類及び油で汚染された土をセメ

ントに必要な成分に変える分別脱水処理をして、資源のリサイクル事業を行っております。

今回新たに行う、汚泥の脱水施設の処理能力が1日あたり10m³、がれき類の破碎施設の処理能力が1日あたり5tの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号46の総括図をご覧ください。

図面上部左側の赤色で塗りつぶした建設地と書かれたところが敷地の位置であります。当該敷地は、東海市の北西部に位置し、東海市役所から直線距離で約4.5kmの工業専用地域に位置しております。

次に、図面番号47の付近状況図をご覧ください。

建設地は、図面中央の赤色の斜線で示した部分です。その周辺につきましては、西側と南側はそれぞれ名古屋港及び土留木川に囲まれており、北側はJFE物流名古屋物流センター、東側はトヨタ自動車名港センターに囲まれております。周辺には住宅はございません。

次に、図面番号48の計画図をご覧ください。

この図面は、敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物でございます。敷地への出入りは、黒色の三角印で示しておりますとおり、東側の幅員10mの市道を利用しております。敷地の外周には、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、また、屋上緑化も設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、騒音、振動等につきまして、すべて環境保全目標をクリアしております。

また、関係市であります東海市長から支障ない旨の意見書が提出されております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

特段ご意見、ご質問もないようでございますので、採決いたします。

第11号議案につきましては、都市計画上支障のないものと認めてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ご異議ないものと認めまして、第11号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

続きまして、第12号議案「一宮市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。

一宮市の説明を求めます。

【一宮市建築指導課長 野村憲市】

一宮市建設部建築指導課の野村でございます。

第12号議案「一宮市における特殊建築物の敷地の位置について」を説明いたします。

本案件は、特定行政庁である一宮市長が、特殊建築物の建築を許可するにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかをご審議いただくものでございます。

早速でございますが、議案書は73ページから75ページ、議案概要説明書は8ページをご覧ください。

申請者は、木曾川環境クリーン株式会社、代表取締役、松本年夫、名称は、木曾川環境クリーン株式会社、産業廃棄物処理施設、敷地の位置は、一宮市木曾川町黒田三ノ通り199番1、199番3、200番、201番、202番、一宮市今伊勢町馬寄字鯉池51番3、51番5、52番3、53番3、54番3、71番1、73番、74番、75番、敷地面積は2,904.41㎡、施設は既存の建築物が5棟ございます。後程図面でご説明いたしますが、これまで許可を得ていた北側の第1リサイクルセンターにおいては、処理場を含め3棟の建築物があり、延べ面積が合計で1,066.47㎡、今回、敷地を拡張します南側の第5リサイクルセンターにおいては、処理場を含めて2棟の建築物があり、延べ面積が合計882.91㎡でございます。全体の延べ面積は1,949.38㎡となります。処理能力としましては、廃プラスチック類の破碎を1日あたり10.88t、木くずの破碎を1日あたり10.72t、がれき類の破碎を1日あたり35.52tでございます。

申請者は、市街化調整区域にある当該地において、平成13年度に建築基準法第51条ただし書の規定による許可を受け、産業廃棄物の破碎処理事業を行っているものでございます。

今回、施設の一部を更新するにあたり、許可を受けた敷地では、設備及び作業スペースが不足することから敷地の拡張が必要になったものでございます。そのため、運搬車両の

出入り口を増設することにより、経路の一部変更に伴い、周辺への影響や運搬経路上の支障の有無などを判断するため、建築基準法第51条ただし書許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号49の総括図をご覧ください。

図面上部中央の赤色で塗りつぶした建設地と書かれたところが敷地の位置であります。当該敷地は、一宮市の北西部に位置し、J R 東海道線尾張一宮駅から直線距離で約3.5kmの用途地域のない市街化調整区域に位置しております。

次に、図面番号50の付近状況図をご覧ください。

建設地は、図面中央の赤色の斜線で示した部分です。その周辺につきましては、J R 東海道本線と名鉄名古屋本線に囲まれた敷地であり、建設地の北側には申請者が一般廃棄物処理事業を行っており、J R 東海道本線を挟んだ東側には工場や住宅が建っており、名鉄名古屋本線を挟んだ西側には工場や倉庫等が建っております。

次に、図面番号51の計画図をご覧ください。

この図面は、敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物でございます。図面上側の第1リサイクルセンターがこれまで許可を得ていた敷地でございます。図面下側の第5リサイクルセンターが拡張する敷地となります。木くず、がれき類の破碎施設については第1リサイクルセンターに残し、廃プラスチック類の破碎施設については敷地を拡張する第5リサイクルセンターに移しますが、第1リサイクルセンターに残る破碎施設は、廃プラスチック類の破碎もできる施設となっております。敷地への出入りは、黒色の三角印で示しておりますとおり、東側の幅員6.3mの市道を利用しております。敷地の外周には、図面の緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、また、屋上緑化を設け、環境整備に努めてまいります。

なお、環境に対する影響につきましては、生活環境影響調査を実施し、騒音、振動等につきまして、すべて環境保全目標をクリアしております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

私から1点、ご質問させていただいてもよろしいでしょうか。

計画図を見ますと、出入り口が2カ所ございます。第1リサイクルセンターというのは、

これまでどおり市道に沿っております。

質問は、防災上の問題で、もし例えば火災があったときに、この第5リサイクルセンター拡張部につきましては、例えば消防用車両というのはどういうルートで入ってきて、どのような活動がされるのかというようなことをお聞きしたいと思って、質問させていただきました。

【一宮市建築指導課長 野村憲市】

一応、この道路は、行き止まりの道路となっております、第5リサイクルセンターのほうに事務所棟の前に少しあいたスペースがございますが、その部分に消防車が止まって消火活動をするということになると思います。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございます。

それに対する消防署などの確認はすべて終了していることが、審議会での審議に上がってくる前提条件になっておられるのでしょうか。

【一宮市建築指導課長 野村憲市】

一応、消防署のほうとも打ち合わせをしまして、消火栓でありますとか、防火水槽でありますとか、スプリンクラー等を設置してございますので、その辺の調整はついております。

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見はございますでしょうか。

ほかにご意見、ご質問もないようでございますので、採決したいと思います。

第12号議案につきまして、都市計画上支障ないものと認めてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【議長（名古屋大学名誉教授 山田健太郎）】

ありがとうございます。

ご異議ないものと認めまして、第12号議案につきましては、都市計画上支障ないものと議決いたしました。

本日は、長時間にわたりご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 伊藤 修）】

ありがとうございました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

（閉会 午後 2 時35分）